

# 夏・冬休み期間における昼食提供等 支援プロジェクト オンライン説明会



令和8年5月11日

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課

事務局：(福)青森県社会福祉協議会

# 説明会の流れ

時間	内容
11 : 00～	開会
	プロジェクトの進め方について <ul style="list-style-type: none"><li>●プロジェクトの目的</li><li>●実施内容の確認及び対象経費</li><li>●経費の支払方法</li><li>●冬休み分実施分の公募について 食ブランド・流通推進課</li></ul>
	留意点等について <ul style="list-style-type: none"><li>●実施日程に関すること</li><li>●報告書の提出に関すること 青森県社会福祉協議会</li></ul>
12 : 00	質疑応答・閉会

# プロジェクトの目的

学校給食がない夏・冬休み期間の昼食は・・・

- 孤食（ひとり食ベ）や栄養バランスの乱れ
- 働く親は毎日の弁当作りが家事の負担に



**こども食堂や児童館等を通じた  
バランスのよい昼食の提供により  
食育推進と家事負担軽減を図る**

# 実施内容の確認　－　昼食の提供

## ● 県産食材を3品以上使用した昼食提供を1回以上実施する

スーパー等での購入のほか、家庭菜園で収穫したもの、近隣農家等から提供されたものも対象。県内企業が製造した加工品（豆腐など料理の材料となるもの）も対象だが、味噌や焼肉のタレなど調味料類は対象外。

## ● 栄養バランスに配慮し、多様な食材を組み合わせ提供する

## ● 近隣の小中学校など対象者へ昼食提供に係る案内を行う

学校へのチラシの配布や児童館等への掲示など。

## ● 食品衛生管理を行う

ボランティア行事保険等への加入、食中毒予防、安全管理など。

# 実施内容の確認 — 食育情報の提供

## 食育の知識の習得につながる資料の提供や講話を実施する

- 食育に関する講話、チラシや冊子の配付・掲示、使用した食材や健康に関する指導なども対象。
- 参加者が固定の場合であっても、昼食提供の都度、情報提供する。
- 県が配付する冊子等も活用可能。（1実施団体等につき20部程度）

### 参考

食育活動に役立つパンフレット等（東北農政局）

<https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/syokuiku/syokuikunet/pamphlet.html>



あおもりの食育（青森県）

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/brand/syokuiku02.html>



あおもの！青森のものすごい農林水産業（農林水産部公式Youtube）

[https://www.youtube.com/@aomono\\_pref\\_aomori](https://www.youtube.com/@aomono_pref_aomori)



# 対象経費

昼食提供及び食育情報提供に必要な以下の経費で、支給対象として明確に区分できるものに限る。

## 1. 食材費

(1) 小中学生……**700円を上限**(1人1食あたり)

(2) 運営スタッフ……**5,000円を上限**(1回あたり)

※未就学児や高校生以上に提供する分は対象外

※上限を超過した場合は実施団体等の負担

# 対象経費

昼食提供及び食育情報提供に必要な以下の経費で、支給対象として明確に区分できるものに限る。

## 2.運営費

- 印刷製本費（案内チラシ、食育情報提供資料作成・印刷費等）
- 賃借料（会場使用料等）
- 通信運搬費（案内チラシ発送費、弁当配達料等）
- 消耗品費（使い捨て食器、弁当容器代等）
- 保険料（イベント保険等）

**支給上限：1 請求当たり20,000円**

※家電等、備品となるものは原則対象外

※上限を超過した場合は実施団体等の負担

# 対象経費（参考）

## ケース1

こどもから大人までを対象としたこども食堂の開催に当たって、参加者20人分の材料をまとめて購入し、小中学生の参加者が10人だった場合

▶ 購入金額に対して全参加者のうち小中学生の占める割合が支給対象額

$$\text{(例) 購入金額} \times \frac{\text{小中学生10人}}{\text{全参加者20人}} = \text{支給対象額}$$

## ケース2

小中学生15人分の食材等を購入後、当日、体調不良等により2人欠席した場合

▶ 15人分の経費を対象経費として請求できます。

※事前の申込制など参加者の把握に努めてください。

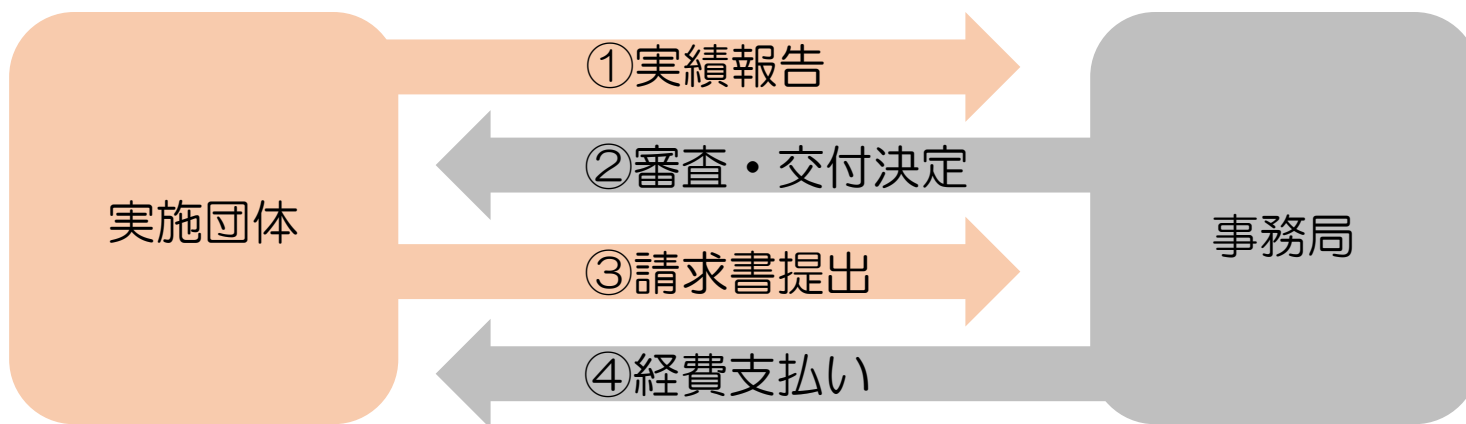
※欠席人数が多い場合は、聞き取りをすることがあります。

# 経費の支払方法

## 食事提供実施後に精算払い

経費が①実施計画時の見積額、または②児童等参加人数に応じた上限額のどちらか低い方を超えた場合、その超過分は自己負担になります。

## 経費支払いまでのフロー



# 事務局への報告内容

## 実施前

- 実施日、実施場所や加入する保険等について専用フォームから報告。
- ※当日、県や県社協が状況確認のために訪問することがあります。

## 実施後

- 実績報告書に、提供メニュー、使用した県産食材、食育情報の提供内容等について記入して提出。
- 添付書類として、レシートの写し等購入内訳がわかる書類及び写真（共食の様子、食事メニュー、食育情報提供の様子等）を提出。
- 夏休み実施分の提出期限は令和8年9月11日まで。

# 冬休み実施分への公募について

## 冬休み実施分の公募は10月を予定

改めて公募・審査を行います。  
夏休みに食事提供実施済みで、冬休みも実施予定の場合も  
再度申請が必要。

## 実績報告書提出期限は令和9年1月29日



# Q & A

---

## お弁当の配付（持ち帰り）のみは可能か

- ▶ 学校給食同様に、誰かと食事を食べる「共食」も食育の一つですので、できるだけ皆さんで食事をするのが望ましいです。

## 団体の通常業務で使用しているコピー機等を利用してチラシを印刷する場合は、印刷経費は助成対象になるか

- ▶ 当プロジェクトに使用したのものとして金額や印刷枚数などを明確に区分でき、確認書類が添付されている場合は対象となります。